

第5回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年9月16日（金） 11時45分～12時03分

2 場 所 アスパム6階 八甲田

3 出席者

【委員】公益委員 石岡委員、森理恵委員、飛鳥委員、森宏之委員
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、保土澤委員、野坂委員
使用者委員 小笠原委員、田中委員、齋藤委員、藤井委員
【事務局】 高橋局長、橋本労働基準部長、八木澤賃金室長
嘉賀室長補佐

4 内 容

室長補佐

それでは、ただ今より第5回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日の委員の出欠状況ですが、中村委員、小野委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことを報告いたします。

本日の審議会の公開に関しては、傍聴人の希望の有無について公示を行ったところ、申込みがありませんでした。

それでは、以降の議事進行については、石岡会長、よろしくお願いいたします。

石岡会長

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まず、議題の1 青森県特定産業別最低賃金改正決定の必要性の有無についてこれまで検討小委員会において、必要性の有無について検討してきたわけですが、その検討小委員会の検討結果について、森委員長代理からご報告をお願いしたいと思います。

森委員長代理

9月5日と本日の2日間にわたり開かれました産業別最低賃金検討小委員会におきまして、付託された表記について、関係資料の検討と関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねました結果、青森県鉄鋼業最低賃金、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、青森県各種商品小売業最低賃金および青森県自動車小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達しましたので、ご報告いたします。

石岡会長

検討小委員会として検討を行った結果、具体的な金額の審議は今後の専門部会に委ねることといたしますけれども、4業種すべてについて改正決定すること自体は必要ということでありましたので、全会一致で必要性ありとの

結論に至ったところでございました。

ただいまの小委員会報告につきまして何かご質問等はございませんか。

お手元に小委員会報告書が配付されていると思いますが、ご確認いただければと思います。

(委員から特に発言なし)

石岡会長 それでは、この検討小委員会の報告に基づきまして、本審議会でも審議をしたいと思いますが、産業別最低賃金改正の必要性の有無についてお諮りをしたいと思います。

 ただいまの小委員会報告のとおり、4業種について改正決定の必要性あり、ということで決定をしたいと思いますが、異議はございますか。

(委員の間から「異議なし」の声)

石岡会長 ありがとうございます。

 それでは、異議がないようですので、検討小委員会報告のとおり本審として決定することといたします。

賃金室長 それでは、ただいまから答申文の案を配付させていただきます。

(各委員に対し、答申部の案を配付)

石岡会長 ただいま、事務局から配付されました答申文の案につきまして委員の皆様にご確認いただきたいと思います。

 何かご意見等はございますでしょうか。

(委員の間から「異議なし」の声)

石岡会長 それでは、この答申文をもちまして答申ということといたします。

室長補佐 それでは、ここで答申に移らせていただきます。

 石岡会長から、高橋労働局長に対し、答申をお願いします。

(石岡会長から、答申文を読み上げて、高橋労働局長へ手交)

室長補佐 ありがとうございます。

 以上をもちまして、答申を終わらせていただきます。

引き続きまして、高橋労働局長より御礼のご挨拶を申し上げます。

局長

産業別最低賃金につきましては、去る8月9日に改正の必要性の有無について諮問をさせていただきましたけれども、検討小委員会におきまして4業種それぞれの申出人・参考人の意見聴取と、慎重な審議を経まして、ただいま、改正の必要性ありとの答申をいただきました。

委員の皆様方におかれましては、限られた日程の中で御審議を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

この後、金額改正の諮問をさせていただきました。今後は業種ごとに、御審議いただくこととなります。

大変お忙しい中ではございますが、これまで同様よろしくお願ひ申し上げます。

なお、新しい青森県最低賃金につきましては、答申をいただきました時間額853円で決定をさせていただきました。さる9月5日に官報公示を行いましたので、1か月の周知期間を置きまして、10月5日から発効することとなっております。

これまでの御審議に重ねて厚く御礼申し上げますとともに、委員の皆様におかれましても、改正された最低賃金額の周知広報につきまして何卒ご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

室長補佐

続きまして、高橋労働局長から、産業別最低賃金の金額改正について諮問を行わせていただきます。

(局長が、石岡会長の前方へ移動)

(局長から、石岡会長へ諮問文を読み上げて手交)

(各委員に対し、諮問文の写しを配付)

賃金室長

この後の議事運営は、引き続き石岡会長にお願いいたします。

石岡会長

それでは議題でいきますと、(2)の産別の最低賃金改正決定についての①の諮問まで終わったということでございます。

続きまして、②の専門部会の設置についてということになります。ただいま、産業別最低賃金の改正諮問をいただきましたので、本審議会といたしましては、最低賃金法第25条2項に基づく専門部会を設置し、産業別最低賃金の改正審議に入るということになります。

今後の手続き等につきましては、事務局のほうから説明をお願いします。

賃金室長

事務局からご説明をさせていただきます。

産業別最低賃金につきましては、業種ごとに専門部会が設置されることとなりまして、本日から関係労使の意見聴取の公示及び専門部会委員候補の推薦を求める公示をいたします。

労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ3名を選出いたしまして、その候補者を推薦していただくこととなります。

専門部会委員の推薦公示の期間は、本日から、9月21日までとしております。

委員候補推薦の公示、意見聴取の公示文を、労使団体宛に本日配付することとしております。短期間で誠に申し訳ありませんけれども、委員の推薦方よろしく願いいたします。

また、公益委員におかれましては、本日、内諾書をお渡ししておりますので、記入の上、事務局にご提出をお願いいたします。

続きまして、今後の産別最賃審議の日程の確認でございます。

第4回の本審でお配りしております日程から一部会場が変更となっております。

お手元にお配りしておりますけれども、9月27日が合同庁舎4階会議室、9月28日水曜日につきましても合同庁舎4階会議室というふうになりました。外部会場であったものが合同庁舎の4階会議室に変更になっておりますので、よろしく願いいたします。9月30日がアスパム4階十和田になります。10月5日の各種商品小売業につきましては、同じく合同庁舎4階会議室となります。

以上、4専門部会それぞれ開催することとなっております。

その上で、次の本審でございますけれども、10月17日、13時30分からとなっているところでございます。その審議会におきまして、産別最賃改正についての答申をいただくことを考えております。日程の確保と場所の確認につきましてよろしく願いいたします。

専門部会委員の推薦公示が9月21日までと非常に短い期間になっておりまして、申し訳ございませんけれども、専門部会の開催通知が翌日の9月22日以降の発送とならざるを得ないことということとなります。また、23日の金曜日が祝日のため、3連休となりますので、ギリギリのスケジュールとなって申し訳ございませんけれども、特に27日の鉄鋼業につきましては、22日に発送したとしても、開催通知の到着が26日ぎりぎりになってしまうかと思われましても、その点につきましてご了解をいただければと思います。

また、本日の配付資料は、検討小委員会の資料と同じものでございます。

当局において、今年実施しました最低賃金基礎調査結果のデータにつきましては、今後の各専門部会におきまして、該当する業種の分につきまして、

配付させていただくことを予定しております。

産業別最低賃金は、行政主導による地域最賃の改正とは違い、関係労使のイニシアティブにより改正されるという性格のものでございます。日頃から労使間の意思疎通、特に申出側である労働者側から使用者側への働きかけに努めていただきまして、円滑な審議運営となりますようお願いを申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

石岡会長 日程の関係で、専門部会の公益委員の配置だけもう一度確認していただけますか。

9月27日の鉄鋼はわたくしと森宏之委員と飛鳥委員、9月28日電機がわたくしと飛鳥委員と森理恵委員、9月30日自動車は森宏之委員と森理恵委員と中村委員、10月5日の各種商品がわたくしと飛鳥委員と中村委員、ということでよろしいでしょうか。

賃金室長 それで間違いございません。

石岡会長 そのほかに何か質問等はございませんか。

(委員から特に発言なし)

石岡会長 それでは、これから専門部会で具体的な金額審議が始まって参りますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

本日の審議は、これにて終了したいと思います。

どうもお疲れさまでした。